

1
366会小倉 公示 第1号
令和6年5月8日

公示

小火器弾薬打がら薬きょうの売払いに係る契約希望募集要項

分任契約担当官
陸上自衛隊小倉駐屯地
第366会計隊小倉派遣隊長 橋野 真一

小火器弾薬打がら薬きょうの売払いに係る契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に対する事項

小火器弾薬打がら薬きょうの売払い

2 売払いに関する条件等

別紙第1「売払条件書」に示す条件を満たすこと。

3 公募に応募する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上に格付けされた競争参加資格を有すること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛整備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 説明会

- (1) 公募内容についての説明会への参加は、審査結果に影響を与えないが、説明会で説明があつたことを聞かなかつたことによる不利益は、参加しなかつた者の責に帰す。
- (2) 日 時
令和6年5月22日（水）14時00分から
- (3) 場 所：陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊小倉派遣隊 入札室

5 参加申し込みに関する手続き等

- (1) 申込先及び書類提出先
〒802-0841
福岡県北九州市小倉南区北方5丁目1-1
陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊小倉派遣隊 契約班 担当 山下
TEL 093-962-7681 内線347
FAX 093-962-2719 (直通)
- (2) 申込受付期間
令和6年5月8日（水）～令和6年5月24日（金）15時00分まで
また、持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。
- (3) 提出書類
応募する者は、別紙第2「参加表明書」（以下、「表明書」という。）により、次の事項を証明する資料を添え（審査結果通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒も同封）、1部持参又は郵送すること。
 ア 競争参加資格審査結果通知書（写し）
 イ 本事業又は類似する事業の受注実績一覧表（直近の過去5年間における最新の5件、5件に満たない場合は該当の全件とする）
 ウ 破碎設備等及び体制等を証明する書類（図面、組織図、実施計画、安全管理体制等）
 エ 武器等製造法第5条第1項第2号に準ずる保管設備を証明する図面
 オ 武器等製造法第11条第1項に準ずる保管規定
 カ 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

6 提出書類の審査等

- (1) 応募する者は、5(3)で提出した表明書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行ふに際し、以下の資料（以下、「技術資料」という。）を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。
 ア 小火器弾薬打がら薬きょうの加工に必要な技術、機械器具又は設備等を有することを証する書類
 イ 特許等工業所有権が必要とする場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であることを証明する書類（写し）
 ウ その他必要書類
- (2) 表明書及び技術資料（以下、「提出資料」という。）の提出者は、第366会計隊小倉派遣隊又は九州補給処富野弾薬支処の担当者から説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。
- (3) 提出資料の提出者は、第366会計隊小倉派遣隊又は九州補給処富野弾薬支処の担当者から、小火器弾薬打がら薬きょうの加工体制の調査のために工場等（下請けの工場等を含む。）に係る調査のために協力依頼が有った場合には、当該工場等の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

表明書を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させる事が適當と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任契約担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下の書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限
審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - イ 提出場所
5（1）と同じ。
 - ウ その他
書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 契約担当官は、疑義に対して説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めたものに対し書面により回答する。

9 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対し書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。
- (2) 契約担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に説明を求めたものに対し書面により回答する。

10 提出資料の提出に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり次の事項について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び6（1）から同（3）に反した者については、当該契約の相手方としない。
- (2) 提出資料の作成、提出及び説明並びに6（3）の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。
- (4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記する。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (7) 審査合格通知受領後、契約を希望しなくなった場合は、公募契約辞退申請書により速やかに契約担当官へ通知する。

売扱条件書

1 適用範囲

この売扱条件書は、弾薬支処の保有する口径12.7mm以下の小火器弾薬打がら薬きょう（以下「打がら薬きょう」という。）の売扱いの条件を規定する。

2 用語及び定義

この売扱条件書で用いる用語及び定義は、次による。

- (1) 打がら薬きょうとは、JIS H 2109に規定する2号及び3号薬きょうくずの混合したもので、腐食したものを含むものをいう。
- (2) 黄銅再生業者等とは、黄銅くず等を自社で溶解する黄銅再生業者及びこの黄銅再生業者と直接取引を行う中間業者をいう。
- (3) 保管所とは、加工前及び加工後の打がら薬きょうを保管する設備をいう。

3 引用文書

この売扱条件書に引用する次の文書は、この売扱条件書に規定する範囲内において、この売扱条件書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新のものとする。

(1) 規格

JIS H 2109 銅及び銅合金リサイクル原料分類基準

(2) 法令等

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- イ 武器等製造法（昭和28年8月1日法律第145号）
- ウ 武器等製造法施行規則（昭和28年9月1日通商産業省令第43号）

4 売扱いに関する要求

(1) 基本条件

契約の相手方は、次に示す基本条件を満たしていかなければならない。

- ア 保管所として、武器等製造法に基づく小型薬きょう製造の事業許可に係る保管設備又は出入口に鉄製その他の堅固な扉及び堅固な錠を設ける等盗難防止のために適当な構造を有する保管設備を具備しているものとする。
- イ 打がら薬きょうの加工に対応できる設備を具備しているものとする。
- ウ 盗難防止のため、常時警備員をおくものとする。また警備員は専従とし、作業員を兼ねてはならない。
- エ 保管所敷地の出入口又は保管所の出入口に対し防犯カメラを設置するものとする。
- オ 打がら薬きょうの保管に当たっては、この項第5号に示す保管の要領による保管規定を定めるものとする。

(2) 作業工程

作業工程は、付紙第1「作業工程表」を基準とする。

(3) 受領

打がら薬きょうの受渡しは、弾薬支処庭先渡しとし、契約の相手方が作成した受領書により引き渡しを受ける。

(4) 輸送

ア 輸送は、契約の相手方が実施するものとする。

イ 輸送に当たっては、紛失及び盗難防止の処置を行うものとする。

(5) 保管

ア 加工前の打がら薬きょうは、工場外へ持ち出したり、他の業者へ売却してはならない。

イ 打がら薬きょうは、弾薬支処から引渡しを受けた後、全数を加工完了するまでの間、加工その他必要のある場合を除き保管所に保管するものとする。

- ウ 保管所への打がら薬きょうの搬入又は保管所から打ちがら薬きょうを搬出する際は、品目ごとに搬入、搬出の状況を帳簿に記載するものとし、日ごとに、品目、重量などの管理をするものとする。
 - エ 保管所に打がら薬きょうが保管されている間、特に必要のない場合は施錠しておくものとする。
 - オ 警備員は、必要に応じ保管所の周辺等を見廻るものとする。
 - カ 防犯カメラは常時録画し、録画した画像については、保管状況等に異常が無いことを確認した時から、次回保管状況等に異常が無いことを確認するまでの間、保存するものとする。
 - キ 契約相手方及びその従業員は保管規定を守らなければならない。
- (6) 打がら薬きょうの加工
- 打がら薬きょうは、再利用防止のため、次に示す加工を行うものとする。また、加工前と加工後の打がら薬きょうの重量を計測し、その数値及び写真を記録するものとする。
 - ア 加工方法は、付紙第2「加工方法（基準）」を基準とし、改造又は再使用できないように加工するものとする。
 - イ 打がら薬きょうの長さが30mm以上 ($L \geq 30\text{ mm}$) のものは、2か所以上を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の1/2以下に潰さなければならない。
 - ウ 打がら薬きょうの長さが30mm未満 ($L < 30\text{ mm}$) のものは、1か所を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の1/2以下に潰さなければならない。
- (7) 木箱、帶鉄等の処分
- 打がら薬きょうの運搬に使用した木箱、紙箱、帶鉄等は、契約の相手方において廃棄又は売扱により処分するものとする。なお、木箱、紙箱を売扱により処分する場合は表示を抹消するものとし、廃棄する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によるものとする。

5 監督・検査

- (1) 監督は、契約担当官等が定める監督実施要領によるものとし、不具合がある場合は、契約の相手方は、速やかに是正するものとする。
- (2) 検査は、売扱いという特性から報告書をもって検査とする。

6 その他の指示

- (1) 契約の相手方は、契約担当官等の承認を受けないで契約状況（特に品目・重量）を第三者に開示してはならない。
- (2) 提出書類
 - ア 契約担当官が定める時期までに保管規定2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。
 - イ 契約締結後速やかに処分実施計画書2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。
 - ウ 処分実施計画書又は保管規定の内容を変更する場合は、契約担当官等の承認を受けなければならない。
 - エ 受領書は、契約相手方が2部作成し、打がら薬きょうの引渡し時に弾薬支処に提出する。
 - オ 打がら薬きょうの処分終了後、処分の結果について、次に示す事項を記載した報告書2部を契約担当官等に提出するものとする。
 - (ア) 加工前及び加工後の打がら薬きょうの重量の数値及び写真の記録
 - (イ) 黄銅再生業者等の名称、所在地及び連絡先
 - (ウ) 打がら薬きょうを黄銅再生業者等に引き渡した重量及びその明細書
 - (エ) 木箱等を売扱いにより処分した場合は、その明細書。廃棄により処分した場合「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくマニフェスト（A又はE票）の写し。
 - カ 特に指示のある場合は、加工等の写真を記録し契約担当官に提出するものとする。

付紙第1

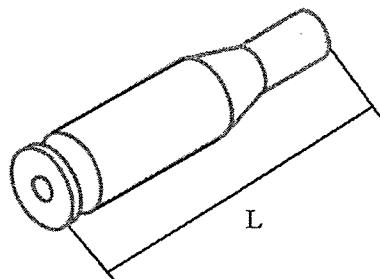
作業工程表

工 程 号	作業工程	作業内容
1	処分実施計画	処分実施計画書の作成、提出、承認
2	受 領	1 重量等の確認 2 受領書により受払い
3	輸送及び保管	1 契約の相手方による輸送及び保管 2 紛失及び盗難防止の処置
4	出 庫	1 日の加工予定重量の打がら薬きょうを保管所から作業場所へ運搬
5	加工前点検	木箱を開こんし、紙箱から打がら薬きょうを出し異常、異物等の有無を点検
6	加 工	1 打がら薬きょうの加工（切断又は潰し） 2 木箱、紙箱、帶鉄等を処分するための処置
7	加工後の社内検査	1 加工状態の社内検査 2 加工後の打がら薬きょうの重量確認
8	入 庫	加工後及び未加工の打がら薬きょうを保管所へ運搬し保管
9	黄銅再生業者等への引渡し	1 加工後の打がら薬きょうを黄銅再生業者へ引渡し 2 引渡し時の重量検査
10	木箱、帶鉄等の処分	木箱、紙箱、帶鉄等の廃棄又は売払い
11	報告書	報告書の作成及び提出

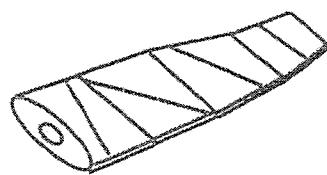
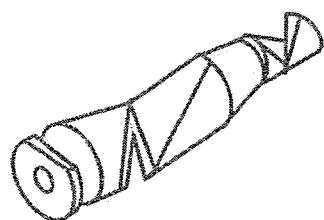
加工方法（基準）

下図は、基本的な加工状態であり潰す箇所により種々の形状になるのは差し支えない。

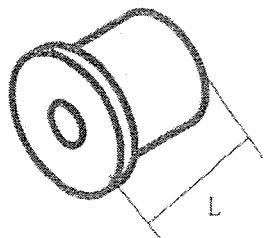
- 1 長さ（L）が30mm以上の場合 ($L \geq 30\text{ mm}$)
(1) 加工前



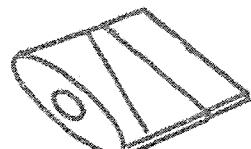
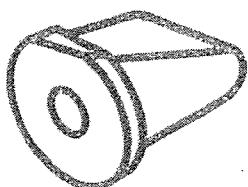
- (2) 加工後
切 断 潰し



- 2 長さ（L）が30mm未満の場合 ($L < 30\text{ mm}$)
(1) 加工前



- (2) 加工後
切 断 潰し



参加表明書

令和 年 月 日

(事業名)

小火器弾薬打がら薬きようの売払い

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊小倉駐屯地
第366会計隊小倉派遣隊長 橋野 真一 殿

住 所
電話番号
提出者名
代 表 者